

町田市発注工事における余裕期間制度試行実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、町田市（以下「市」という。）が発注する工事において、施工時期の平準化及び受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、労働者の確保や資材調達を行うことができる余裕期間を設定する工事を試行的に実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が建設資材や労働力を計画的に確保するための期間で、契約期間の初日から工事開始日の前日までをいう。
- (2) 実工期 工事開始日から工期末日まで（実際に工事を施工するために必要な期間で、現場踏査及び工事の施工に先立ち提出が必要な書類（施工計画書等）の作成期間、後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期を合計した期間をいう。

(対象工事)

第3 余裕期間制度の対象となる工事は、財務部営繕課が発注する工事のうち、工事主管課長が余裕期間を設定する必要があると認める工事とする。

(余裕期間の設定方式)

第4 余裕期間の設定方式は、市が工事開始日を指定する発注者指定方式とする。

(余裕期間の範囲)

第5 余裕期間は、4か月を超えない範囲内で市が設定するものとする。

(配置予定技術者等)

第6 余裕期間内は、現場代理人並びに監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下、「配置予定技術者等」という。）の配置を要しないものとする。

- 2 受注者は、工事開始日に配置予定技術者等を確実に配置できるよう、当該配置予定技術者等が従事している他の工事の配置期間等に十分留意しなければならない。
- 3 市は、受注者が工事開始日に配置予定技術者等を配置できないときは、工事請負契約約款に基づき契約を解除することができる。

(余裕期間内の取扱い)

第7 受注者は、余裕期間内において、測量、現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置、その他工事の施工に当たる行為を行うことはできないものとする。

- 2 余裕期間内における工事現場の管理は、市の責任において行うものとする。
- 3 余裕期間内に行う準備（工事に必要な資機材等の事前準備及び労働者の手配等）は、受注者の負担及び責任において行うものとする。

(契約関係の取扱い)

第8 余裕期間を設定する工事における契約関係の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約書に記載する工期は、全体工期とすること。
- (2) 契約保証の期間は、全体工期とすること。
- (3) 前払金の請求は、契約締結後20日以内に請求できること。

(対象工事の明示)

第9 市は、対象工事について、入札公告又は指名通知及び特記仕様書において次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 余裕期間を設定する工事であること。
- (2) 工事開始日及び工事完了期限日
- (3) 余裕期間内は、配置予定技術者等の配置を要しないこと。

(工事实績情報システム (CORINS) の登録における取扱い)

第10 CORINSの受注時登録は、契約締結後10日以内に行うものとする。この場合において、当該期間には「町田市の休日を定める条例」(平成元年3月町田市条例第16号)第1条第1項に規定する市の休日は含まないものとする。

2 「工期」は全体工期、「技術者情報 従事期間」は実工期とする。

(工事関係書類の提出)

第11 余裕期間を設定する工事における工事関係書類の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 余裕期間を記入した工程表、着手届及び現場代理人及び主任技術者等通知書は、契約締結後速やかに提出すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、契約締結後速やかに提出が必要となる書類は、余裕期間を設定する工事においても、他の工事と同様に提出すること。
- (3) 現場踏査が必要となる書類は工事開始日以後に作成し、提出すること。

2 前項各号に定めのない書類の取扱いについては、工事主管課と協議の上、適切に対応するものとする。

(積算関係の取扱い)

第12 余裕期間を設定する工事の積算は、実工期に基づいて行うものとする。

附 則

この要領は、2025年6月1日から施行する。